

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年3月まで

私が就職し、しばらくしてから私の国民年金保険料の納付書が郵送されてきた。保険料は、実家が所属する町内会の集金により母が納付したと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は20歳に到達した際、居住する市における加入勧奨により、国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、就職後に母が国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の母は、431か月にわたる国民年金加入期間において未納は無く、保険料の納付意識は高かったものと推認されることから、申立人の母が申立期間は8か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年2月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月
② 平成10年7月から同年8月まで
③ 平成10年12月から11年1月まで

私の年金記録のうち、申立期間①は未納とされているが、私は当時大学生で、母子家庭であったので、国民年金保険料は免除制度が適用されているはずである。また、申立期間②及び③については、当時、未納に対する督促及び自宅への訪問が度々あったが、保険料を納付できるような状況ではなかった。その後、保険料の督促が一切無くなったのだから、平成10年から17年の間に申立期間②及び③の保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成8年3月中旬にA市において行われたと推認でき、この時点で、申立期間①は国民年金保険料の免除申請を行うことが可能な期間である。

また、オンライン記録において、申立人と同じ平成8年3月に加入手続が行われた被保険者の中に、保険料の申請免除の該当処理日が同年3月とされ、平成7年度の保険料が申請免除期間とされている者が複数名存在している上、申立人は申立期間①直後の期間については申請免除とされていることを勘案すると、申立期間①の保険料は免除されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間②及び③については、オンライン記録において、平成12

年2月21日及び同年8月21日に「未加入期間国年適用勧奨の未適用者一覧（最終）」が作成されており、上記一覧表のそれぞれの作成日まで国民年金に未加入であったことが確認できる。

また、申立人は申立期間②及び③の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が不鮮明なため、保険料の納付状況が不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年2月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3343

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年8月まで

私が20歳になったとき、両親が国民年金の加入手続きを行い、年金手帳を作ってくれたのを鮮明に覚えている。両親からも、「年金の納付は国民の義務であり、必ず納付するものだ。」と聞かされており、母が女性の集金人に国民年金保険料を納付しているのを見ていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する国民年金被保険者名簿に、申立人の国民年金の加入手続きが平成7年7月19日に行われたことが記載されており、この時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は申立期間を除いて未納は無く、申立期間直後の平成7年9月以降の各月の保険料が、学生納付特例期間を除き該当月の月末に現年度納付されている上、申立期間は加入手続き当初の3か月と短期間であることから、申立期間の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年3月までの期間及び同年5月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月から同年3月まで
② 平成7年5月から8年3月まで

私が20歳になる前に市役所から国民年金保険料の納付書が届き、母から保険料を納めないといけないと言われたので納付を始めた。市役所から毎年納付書が届いたので、毎月25日くらいに保険料を母に渡して、母が叔父の分と一緒に銀行で納付していた。申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年1月16日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出されたうちの一つであり、前後の手帳記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたと推認され、加入手続を行った時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度及び過年度保険料として納付することが可能である。

また、申立期間①と②の間である平成7年4月の保険料が、8年5月14日に過年度納付されており、申立期間は13か月と比較的短期間である上、申立人は申立期間を除き保険料を全て納付していることを勘案すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3345

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年3月まで

私は、当時学生であったため、申立期間の国民年金保険料は経済的理由からすぐには納付せず、就職後に送付されてきた納付書で8万円から10万円ぐらいをA社会保険事務所（当時）で納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適正に行い、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は加入当初の6か月と短期間である。

また、申立人は送付されてきた納付書を用い、申立期間の保険料として8万円から10万円ぐらいをA社会保険事務所の窓口で過年度納付したと具体的に申述しているところ、申立期間の保険料を納付する際に必要となる金額とおおむね一致している上、申立期間当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料については、町役場から特例納付の案内が届き、何回も督促を受けた後、私の義母が町役場に行き、私たち夫婦と義母自身の3人分の未納保険料を全て納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が町役場で、申立人、申立人の夫及び義母自身の未納分の国民年金保険料を特例納付により納付したと述べているところ、納付したとする時期は第2回目の特例納付の実施期間中であり、当時、町役場から送付された国民年金特例納付のお知らせ及び未納額連絡表に基づき、申立人の義母が3人分の保険料を一括で納付したとする供述は具体的であり、申立期間の保険料を特例納付により納付したと考えても特段不自然ではない。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の義母は、昭和36年4月から同年6月までの期間及び申立期間を除き、60歳までの保険料を全て納付しており、申立人及びその夫も同様の納付状況であることから、申立人家族の保険料の納付意識は高かったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を46年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和46年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和46年12月26日から47年1月1日まで
③ 昭和49年4月26日から同年5月1日まで

私は、昭和45年6月1日から46年9月末日までA社に勤務し、同年10月1日から同年12月末日までB社に勤務し、また、47年1月5日にA社から名称変更したC社に再入社し、49年4月末日まで勤務した。しかし、申立期間①から③までは、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社から提出された厚生年金保険の被保険者台帳により、申立人は、昭和45年6月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年10月1日に資格を喪失していることから、同年9月末日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、上記厚生年金保険の被保険者台帳において、当該資格喪失日の記録は、当初、昭和46年9月30日として記載されていたが、同年10月1日に訂正されていることが確認でき、資格喪失日について同様の訂正をされている者が、申立人のほかに6名おり、1名は申立人と同じく改正前の記録と社会保険事務所（当時）の記録が一致しており、他の5

名は訂正後の記録と社会保険事務所の記録が一致している。

さらに、C社の社会保険事務の担当者は、「資格喪失日が訂正された経緯については分からないが、退職日と資格喪失日を間違えた可能性がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務し、昭和46年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の社会保険事務所の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和46年10月1日にB社において被保険者資格を取得し、同年12月25日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、申立人は、「昭和46年12月の仕事納めの日まで勤務し、月末までは勤務していないが、雇用契約は同年12月末日までとなっていた。」と主張しているが、同年12月末日までが雇用期間であったことが確認できないところ、厚生年金保険法第19条においては、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから雇用保険の加入記録による離職日（46年12月25日）まで勤務したとしても、厚生年金保険の被保険者期間はその前月の同年11月までとなる。

さらに、事業主は、「当時の資料は廃棄処分して無い。」と回答していることから、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③については、C社から提出された厚生年金保険の被保険者台帳及び企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳により、申立人は、昭和47年1月5日に被保険者資格を取得し、49年4月26日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、既に死亡しているため、申立人の申立期間③当時の勤務実態について確認できない。

さらに、C社は、保険料について当月控除と回答しているところ、申立人から提出された給与明細書（昭和49年4月）において、保険料が控除されているが、厚生年金保険法第19条に基づき、被保険者期間の計算は、被保険者資格を取得した月から被保険者資格を喪失した月の前月までを算入することとされており、申立人は、同年4月26日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、申立人に係る同年4月の保険料は、事業主により誤って給与から控除されたものと推認され、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年9月30日）及び資格取得日（50年5月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から50年5月1日まで

私は、昭和49年8月から54年9月までA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた。年金手帳にもこの記載があり、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、A社において昭和49年8月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失後、50年5月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の49年9月から50年4月までの被保険者記録が無い。

しかし、複数の元同僚及び元事業主の子の証言並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元経理担当者は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料を欠かさず給与から控除していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人と同じ職種の元同僚二人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している上、配偶者の被扶養者となったため、厚生年金保険被保険者資格を一時喪失しているとの理由が明らかな者以外で、申立期間に厚生年金保険の被保険者

記録が欠落している者は、申立人のほかにいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年9月から50年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年10月1日から同年12月1日までの期間及び18年4月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準報酬月額に係る記録を、15年10月及び同年11月は36万円、18年4月から同年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から21年9月1日まで
私は、平成15年9月から22年6月まで、A市のB社に正社員として継続して勤務し、C（業務）に従事したが、入社時から21年8月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与額と異なっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、平成15年10月及び同年11月、18年4月から同年6月までの期間においては、申立人から提出された給料支払明細書により、当該期間における申立人の総支給額及び厚生年金保険料額に見合う標準報

酬月額、申立人の主張するとおりオンライン記録よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、給料支払明細書により、平成 15 年 10 月及び同年 11 月は 36 万円、18 年 4 月から同年 6 月までは 38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出ている標準報酬月額に見合う保険料とは異なる保険料を控除したことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 9 月については、給料支払明細書により、保険料が控除されていないことが確認でき、同年 12 月から 18 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 21 年 8 月までの期間については、当該期間における申立人の総支給額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 18 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から 18 年 7 月 1 日まで
私は、平成 17 年 10 月から 19 年 3 月まで、A 市の B 社に正社員として継続して勤務し、C（業務）に従事していたが、入社時から 18 年 6 月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与額と異なっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することになる。

申立期間のうち、平成 18 年 4 月から同年 6 月までの期間においては、申立人から提出された給料支払明細書により、当該期間における申立人の総支給額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張するとおりオンライン記録よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、給料

支払明細書により、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出ている標準報酬月額に見合う保険料とは異なる保険料を控除したことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年10月から18年3月までの期間については、給料支払明細書により、当該期間における申立人の総支給額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年12月から49年2月までの標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで
私は、大学卒業後、昭和43年4月にA社に入社し、同社が不渡りを出して倒産する49年2月末まで勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が48年12月31日となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払報告書及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和49年2月28日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社は、昭和49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の資格喪失日の記録は、その約1か月後の同年3月25日付けで、48年12月31日に遡及して訂正されており、申立人のほかにも多数の者に同様の処理がされていることが確認できることから、49年2月28日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該処理は有効なものとは認められず、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日を昭和49年3月1日に訂正することが必要である。

また、昭和48年12月から49年2月までの標準報酬月額については、申立人のA社における48年11月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月1日から38年6月6日まで

私は、A社に勤務していた昭和34年11月1日から38年6月6日までの期間について脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、脱退手当金を受給していないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和38年12月27日に支給されたこととなっている上、A社において被保険者記録を有する女性の元同僚のうち、申立人の被保険者資格喪失日の前後3年以内に被保険者資格を喪失した元同僚の記録を確認したところ、資格喪失時において脱退手当金の受給権を有していた者が4名おり、うち脱退手当金の支給記録がある元同僚は1名のみであることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和44年10月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和36年6月から平成10年3月末日まで継続してA社グループに勤務し、44年10月1日から45年1月末までは、C社D店に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（E社F店からC社D店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間である昭和44年10月の給与については、A社B店から支給されていることが確認できることから、C社D店が同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になるまでは、A社B店に在籍する取扱いであったと考えられる上、C社D店の厚生年金基金加入員資格取得届（写し）には、備考欄に「F（地名）より」と記載があり、C社D店において同年10月1日に資格を取得していることから、A社B店の資格取得日に係る記録を同日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和44年11月の給与明細書により6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間について事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日を昭和25年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月30日から25年3月1日まで

私は、勤務していたA社本社から同社C営業所に転勤した際の申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。この間も同社で勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和25年3月1日であるため、申立期間についてはA社本社に在籍する取扱いであったと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和24年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の関係資料が無く、不明と回答していることから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日

私は、A社に勤務し、平成18年7月1日付けで定年後再雇用により、正社員から契約社員になった後も同社に勤務したが、同年7月分の賞与支給明細書において厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年7月の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(46万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の手続を誤り、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から54年6月まで

私の国民年金については、私が20歳になったときに母が加入手続きを行ってくれ、国民年金保険料は、加入時から就職する昭和54年6月までの期間、A県B市において納付していたと言っていた。母が申立期間の全ての保険料を納付したか分からないが、納付してもいない保険料のことを私に話すはずはないので申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときに母がB市で国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出整理簿により、B市に払い出された手帳記号番号を調査した結果、当該払出整理簿の申立期間前後において申立人の氏名は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の手帳記号番号は、C区において昭和62年4月に払い出されていることが確認でき、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であったことが推認され、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっており、保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3348

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から42年7月まで

昭和41年5月頃、父が市役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が学生であったため、父が町内会の集金人に家族の分と一緒に納付していたのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が昭和41年5月頃、市役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする父は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私はA共済組合加入の事業所を退職後、昭和 59 年 4 月 1 日付けでB（職種）となった際、市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

納付したことははっきりと覚えており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月 1 日付けで加入していたA共済組合員の資格を喪失したため、市役所において国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと申述しているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は自身で国民年金の加入手続を行ったと申述するところ、年金手帳の交付及び保険料を納付した際に受け取った領収書に関する記憶が定かでなく、加入手続及び保険料の納付に係る具体的な状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から同年9月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年8月から同年9月まで
② 昭和61年7月から同年9月まで

私は、以前から社会人になったら年金に加入しなければならず、会社を退職すれば国民年金に切り替えて、自分で国民年金保険料を納付するものだと思っていた。会社を退職後、次の就職先が決まるまでの間、国民年金の加入手続を行い、高い保険料を納付した印象があるのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、次の就職先が決まるまでの間、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成2年4月3日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人は同年4月以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年7月1日と記載されており、当該取得日はオンライン記録とも一致することから、被保険者資格を取得する以前の期間である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であることから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3351

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、最初に勤務した会社が社会保険に未加入であったため、昭和54年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、3か月ごとにA市B区役所で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月頃に国民年金の加入手続きを行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、55年6月に社会保険事務所（当時）からB区に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から申立人は同年9月頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認される上、申立人の所持する年金手帳には、申立期間当時の住所であるB区Cの記載は無く、転居先である同区Dの住所が記載されていることから、54年4月頃に加入手続きを行ったとする申立人の申述と相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は区役所において3か月ごとに納付しており、遡って納付したことは無いと申述しているところ、申立人が国民年金に加入した時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となる上、申立期間当時、区役所では過年度保険料の収納は行っていない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3352 (事案 2592 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から50年3月までの期間及び平成10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から50年3月まで
② 平成10年1月

前回の申立て後、新たな資料や事実は見つかっていないが、私は昭和40年12月頃、A市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同市役所から送られてきた納付書に現金を添えて市役所の窓口で納付していたので、同年12月から50年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。また、平成10年2月から経営する会社で厚生年金保険に加入したが、同年1月までは国民年金保険料を納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i)申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、国民年金の加入手続は昭和52年3月頃に行われたと推認できることから、申立期間①のうち49年以前の国民年金保険料は時効により納付できないこと、ii)申立期間①は112か月と長期間であり、一緒に納付したとする申立人の妻も厚生年金保険被保険者期間を除き未加入及び未納であること、iii)A市では46年3月までは印紙検認方式がとられていたが、申立人はこの方式での納付の記憶が無いこと、iv)申立期間②は申立人夫婦共に未納となっているところ、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、当時の記録管理の信頼性は高いものと考えられ、申立人夫婦の記録が同時に抜け落ちたとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき22年7月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っ

ているが、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3353 (事案 2581 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの期間及び平成10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から50年3月まで
② 平成10年1月

前回の申立て後、新たな資料や事実は見つかっていないが、私は昭和46年3月頃A市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は市役所から送られてきた納付書に現金を添えて市役所の窓口で納付していたので、46年3月から50年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。また、平成10年2月から経営する会社で厚生年金保険に加入したが、同年1月まで国民年金保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i)申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、国民年金の加入手続は昭和52年3月頃に行われたと推認できることから、申立期間①のうち49年以前の国民年金保険料は時効により納付できないこと、ii)申立期間①のうち50年3月以前の期間は、一緒に納付したとする夫も未納と記録されていること、iii)申立期間②は申立人夫婦共に未納となっているところ、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられ、申立人夫婦の記録が同時に抜け落ちたとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき22年7月22日付けで今回の申立期間と同じ期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる新たな資料等は提出されておらず、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から54年3月まで

私は結婚後の昭和51年7月からA市に住んでおり、52年12月に年金手帳の再交付を受けた。夫の国民年金保険料と一緒に、A市から送付されてきた納付書によりB銀行で私が保険料を納付していたのにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年5月29日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出され、同市の保管する国民年金被保険者名簿には申立人が同年6月下旬に被保険者資格を新規取得したことが記載されており、この時点を基準とすると、申立期間のうち53年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、A市の国民年金保険料検認カードによれば、申立期間の保険料は未納とされている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を自分で納付したと主張しているところ、国民年金の加入手続及び保険料納付についての申立人の記憶は不鮮明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3355

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年6月まで

私は、厚生年金保険の適用事業所を退職した後の昭和49年10月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所から送付されてきた納付書を同市役所に持参し国民年金保険料を納付した。また、B市C区（現在は、D区）に転居したとき、A市役所で発行された旧姓の納付書で保険料を納付したが、A市に在住していた2年間分と旧姓の納付書で納付した約1年分が納付記録に反映されていない。申立期間の保険料は納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月頃、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市及びB市C区で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び国民年金被保険者台帳により、52年7月30日にB市C区で行われたことが確認できることから、申立人の主張する加入手続の状況とは一致しない。

また、上記被保険者台帳には、申立人が昭和52年7月30日に任意で国民年金被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は33か月と長期間である上、保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年3月までの期間及び10年10月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月から9年3月まで
② 平成10月10月から11年3月まで

私は、厚生年金保険と国民年金の変更が多かったため年金の継続加入には注意を払っていた。結婚後、A社会保険事務所（当時）で記録を確認したとき、「全部きれいにつながっていますから安心して下さい。」と言われて安心していた。また、平成10年4月と16年3月に保険料を二重に納付したということで過誤納還付充当通知を受けている。

申立期間の保険料は納付したはずであり、いまさら未納だという通知を受けても納得できない。A社会保険事務所を確認したので納付を証明する書類等は処分してしまったが、調査の上、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①直前の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料は、9年5月及び同年6月分として納付された国民年金保険料が、厚生年金保険の被保険者資格取得日訂正により重複納付となったことから、10年4月10日に充当処理されたものであり、当初、申立期間①は8年4月から9年3月までの連続した12か月の未納期間であったが、当該期間の保険料が現年度及び過年度で納付された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、保険料を納付した時期、納付金額、納付方法、納付先等の記憶が不鮮明なため、申立期間の具体的な納付状況は不明である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

さらに、申立期間のうち平成9年1月以降の期間については、基礎年金番号制度導入後であることから、保険料の収納事務の電算化が図られた後であり、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年9月までの期間及び55年4月から56年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から52年9月まで
② 昭和55年4月から56年2月まで

私の年金手帳の記録欄には、昭和49年4月から52年10月1日まで被保険者期間と記載されているので、実家の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した可能性がある。

また、昭和55年4月から56年2月までの11か月間については、既に結婚して任意加入期間だったので、保険料を納付した可能性は低いですが、併せて年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の番号の任意加入者の資格取得日及び申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人の国民年金の加入手続は同区において昭和56年3月下旬頃に行われ、この際、49年4月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、加入手続を行った時点で、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

2 申立期間②については、申立人の所持する年金手帳には、昭和52年10月1日に被保険者資格を喪失し、56年3月26日に任意で再取得していることが記載されており、A区の保管する申立人の年度別納付状況リスト及びB市の保管する国民年金被保険者名簿とも一致することから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付す

ることはできない期間である。

- 3 申立期間①及び②については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の両親は既に亡くなっているため、申立期間①及び②の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3358 (事案 2617 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 7 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 7 年 7 月まで

私は、国民年金保険料を婦人会の集金によって納付していたはずであり、婦人会が国民年金保険料を完納した際に、市から報奨金が振り込まれた証拠の通帳があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納付できないとして年金記録確認千葉地方第三者委員会に申し立て、申立期間について訂正不要とされている。

しかし、当初の判断後、申立期間に集金を行っていた婦人会組織の集金目的が、国民健康保険料及び国民年金保険料の集金であったとの証言が、当時集金に携わった関係者から得られたので、関係者が署名捺印した書面を添付して、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、婦人会が集金すべき国民年金保険料を完納した際に、A市から報奨金が振り込まれた証拠の婦人会名義の通帳があると主張するところ、A市は、報奨金制度は国民健康保険料のみであり、国民年金保険料の報奨金制度は無かったと回答していること、ii) 申立人は、申立期間の保険料を婦人会の集金によって納付してきたと主張するところ、A市B区保存の電算記録から、申立人とその元妻に対して、平成元年から10年まで複数回にわたって保険料の納付勧奨を行っていることが確認できる上、勧奨記録欄には、3年1月31日に申立人の元妻が電話勧奨を受け、「後日納付 2月20日以後来庁する」と記載されており、申立人の主張に不自然さが認められることなどから、既に当委員会の決定に基づき22年7月28日付けで今回の申立期間と同じ期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された「C（書類）」の書面は、婦人会の集金目的が国民健康保険料及び国民年金保険料であるとの証言であり、申立期間の国民年金保険料を申立人から集金していたとの証言ではない上、当時集金を行っていた関係者への聴取においても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3359 (事案 2618 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 8 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 8 年 2 月まで

私は、国民年金保険料を婦人会の集金によって納付していたはずであり、婦人会が国民年金保険料を完納した際に、市から報奨金が振り込まれた証拠の通帳があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できないとして年金記録確認千葉地方第三者委員会に申し立て、申立期間について訂正不要とされている。

しかし、当初の判断後、申立期間に集金を行っていた婦人会組織の集金目的が、国民健康保険料及び国民年金保険料の集金であったとの証言が、当時集金に携わった関係者から得られたので、関係者が署名捺印した書面を添付して、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、婦人会が集金すべき国民年金保険料を完納した際に、A市から報奨金が振り込まれた証拠の婦人会名義の通帳があると主張するところ、A市は、報奨金制度は国民健康保険料のみであり、国民年金保険料の報奨金制度は無かったと回答していること、ii) 申立人は、申立期間の保険料を婦人会の集金によって納付してきたと主張するところ、A市B区保存の電算記録から、申立人とその元夫に対して、平成元年から10年まで複数回にわたって保険料の納付勧奨を行っていることが確認できる上、勧奨記録欄には、3年1月31日に申立人が電話勧奨を受け、「後日納付 2月20日以後来庁する」と記載されており、申立人の主張に不自然さが認められることなどから、既に当委員会の決定に基づき22年7月28日付けで今回の申立期間と同じ期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された「C（書類）」の書面は、婦人会の集金目的が国民健康保険料及び国民年金保険料であるとの証言であり、申立期間の国民年金保険料を申立人から集金していたとの証言ではない上、当時集金を行っていた関係者への聴取においても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から57年3月までの期間及び62年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から57年3月まで
② 昭和62年6月

私は、昭和55年4月の婚姻を契機にA市役所で国民年金の加入手続を行い、そのときに54年3月から55年3月までの国民年金保険料として7万円から8万円を一括納付すると同時に、夫の銀行口座から毎月二人分の保険料の口座引落しを開始する手続を行った。その後、62年3月にB市に転居したが、銀行の新口座開設まではそれまでの銀行口座で保険料の引落しを継続した。これらから、54年3月以降の保険料は途切れなく納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、そのときに婚姻前の未納分の国民年金保険料を一括納付すると同時に、申立人の夫の銀行口座から毎月二人分の保険料の口座引落しを開始したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和57年11月に行われたと推認でき、この時点で、申立期間①のうち55年9月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和54年3月から55年3月までの保険料として7万円から8万円を一括で納付したと主張しているところ、実際に必要となる保険料額4万2,330円とは差異がある上、C市の保管する国民年金被保険者名簿において、保険料の納付開始時期はオンライン記録と同じ57年4月となっており、申立期間①は未納とされている。

さらに、申立人から提出された、D銀行(現在は、E銀行)F支店の預金通帳からは、申立期間①のうち、婚姻後の期間について夫婦二人分の保険料が同時に引落としされていたこと、及び申立期間②の保険料が引落としされていたことは確認できない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から17年3月までの期間、同年4月から18年4月までの期間、同年5月から同年6月までの期間、同年7月から19年6月までの期間、同年7月から20年6月までの期間及び同年7月から21年6月までの期間の国民年金保険料については、全額免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月から17年3月まで
② 平成17年4月から18年4月まで
③ 平成18年5月から同年6月まで
④ 平成18年7月から19年6月まで
⑤ 平成19年7月から20年6月まで
⑥ 平成20年7月から21年6月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、平成15年4月から国民年金保険料の全額免除の申請手続きを行っていた。申立期間が全額免除の記録とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は平成18年3月14日に国民年金保険料の若年者納付猶予制度の申請手続きを行っており、その申請を基に若年者納付猶予期間として承認されていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間④については、「保険料免除・納付猶予申請却下通知書発行一覧表」により、申立期間⑥については、オンライン記録により、それぞれ免除申請について却下されていることが確認できる。

一方、申立人は申立期間において、全額免除の申請手続きを行っていたと主張しているところ、申立期間①、③及び⑤の期間については、申立人が全額免除の申請手続きを行っていたことは確認できない上、複数回にわたって行政側が事務処理を誤ったとは考え難い。

また、申立人が申立期間の保険料の全額免除を申請したことを示す関連資料（保険料免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から同年4月までの期間及び60年11月から63年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から同年4月まで
② 昭和60年11月から63年5月まで

私は、会社を辞めた昭和52年3月にA区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、A区役所で申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、申立期間②については、60年11月に辞めた会社の系列会社の代表取締役就任後、同社の経理担当者が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料については、当時住んでいたB市の自宅へ集金に来た徴収員に妻が納付していた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、A区及びB市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3363

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成5年10月まで

私は、昭和63年5月に就職し、夫の扶養から外れたが、その会社が厚生年金保険の未適用事業所だったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しなければならないことを失念していたところ、平成5年9月から同年11月の間に納付書が届き、遡って申立期間の保険料を納付したにもかかわらず未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年9月から同年11月の間に国民年金保険料の納付書が届き、遡って申立期間の保険料を納付したと主張するところ、オンライン記録により、昭和63年5月の第3号被保険者の資格喪失処理が平成7年10月に行われていることが確認でき、同処理が行われるまでは、申立期間は第3号被保険者期間とされており、国民年金保険料の納付書が発行されることは無い。

また、第3号被保険者の資格喪失処理が行われた平成7年10月の時点で、申立期間の過半に当たる5年8月以前の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から7年5月までの期間及び同年8月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から7年5月まで
② 平成7年8月から8年3月まで

私は、平成3年の結婚後、将来のことを考え国民年金保険料の納付を始めた。申立期間については、妻が夫婦二人分の保険料を毎月A信用組合B支店で納付していたことを覚えており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年2月28日に社会保険事務所(当時)からC市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の手帳記号番号の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われ、その際、申立人が20歳になった昭和59年*月*日に遡って被保険者資格を取得したことが推認でき、加入手続時点では、申立期間①のうち、平成6年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料を遡って納付したことは無いと供述している。

また、オンライン記録により、当初、申立期間①及び②は連続した未納期間であったところ、平成9年5月及び同年6月の保険料を重複納付したことにより、その時点で充当可能な7年6月及び同年7月の未納期間に充当処理を行っていることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月

私は、昭和62年1月にA市へ住所変更し、その年の3月か4月に夫の勤めの変更の関係でA市に行った際、男性職員に同年3月の国民年金保険料が未納であると言われ、その場で納付したのに、申立期間が未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB区で作成された年金手帳及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者（厚生年金保険等に加入中の夫の妻で、国民年金保険料の納付を必要としない。）の該当処理日により、申立人は、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者として国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、上記年金手帳の資格記録欄において、63年8月21日資格喪失、同日第1号被保険者資格取得、平成6年8月1日資格喪失の記載が、昭和62年3月29日資格喪失、同日第1号被保険者資格取得、同年4月1日資格喪失と訂正され、同日に第3号被保険者資格取得と記載されていることが確認でき、平成6年8月1日の記載が訂正されていることから、これらの訂正を行った時期は同年8月以降であると推認される。

また、オンライン記録により、申立人は、申立人の夫が昭和62年3月は厚生年金保険の被保険者ではなかったことから、平成8年3月に昭和62年4月から63年7月までの第3号被保険者特例納付届を提出し、その届を基に平成8年4月に年金手帳と同じ昭和62年3月が第1号被保険者期間として追加処理されていることが確認できることから、申立期間である同年3月の未納はこの時点で発生したものであり、62年当時、申立期間は第3号被保険者期間として扱われており、制度上、保険料を納付することは

できず、第1号被保険者期間として訂正された平成8年4月時点では、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、A市の保管する昭和63年9月の国民年金被保険者名簿においても申立期間は第3号被保険者期間として扱われており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年2月まで

私は、昭和51年8月に会社を退職した後、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月に会社を退職した後、父が国民年金の加入手続きを行ってくれたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から54年1月頃に払い出され、同時期、加入手続きが行われたものと推認されることから、申立人の申述と相違する。

また、申立人の所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日」が昭和53年6月1日と記載されており、特殊台帳の資格取得日と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与していたとする申立人の父は既に亡くなっているため、加入手続き及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3298

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月16日から27年3月1日まで
私の父は、昭和23年5月にA社に入社以降、61年6月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された30年勤続表彰状(昭和53年6月30日付け)及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社から提出された厚生年金保険資格取得・喪失届において、申立人は昭和25年9月16日に資格喪失し、資格喪失原因欄に「病気のため」と記載されており、申立人のほかにも病気を理由に資格喪失している者が申立人の前後に二人確認できる上、申立人は27年3月1日に資格を再取得していることが確認できる。

また、A社から提出された申立人の人事記録により、申立人は、申立期間中の昭和25年12月17日に病気のため休職が発令され、26年11月20日に復職となっていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和23年5月1日に資格取得し、25年9月16日に資格喪失している上、「障手」と記載されており、その後、27年3月1日に資格を再取得していることが確認でき、申立期間に障害手当金(一時金)を受給していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では、申立期間当時、病気休職者について、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3299（事案 2102 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から31年3月1日まで

私は、前回、第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けた後、申立期間当時、総務部長の下で勤務していた課長又は同僚から給料を手渡しされていたこと、及びそのとき厚生年金保険料が控除され、控除後の給料は1万円に満たなかったことを思い出した。また、元上司及び元同僚の氏名を思い出したので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚 11 名のうち6名の証言により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できるが、B社（A社の親会社であるC社を承継したD社の人事、総務関係業務を請負）は、「A社に関する資料は全く残っておらず、C社の人事記録にも申立人の氏名は無い。」と回答しており、申立人の申立期間当時の雇用実態が不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「申立期間当時、総務部長の下で勤務していた課長又は同僚から給料を手渡しされ、そのとき厚生年金保険料が控除されていた。また、元上司及び元同僚の氏名を思い出した。」と主張しているところ、当時の総務部長は所在が不明である上、元上司は既に死亡しており、元同僚は姓のみの記憶であるため個人を特定できず、連絡先が確認できた元課長及び別の元同僚は、申立人に給料を手渡ししていたことは覚えていたが、給与から保険料を控除していたか否かについては具体的な証言を得ることはできず、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月頃 から 44 年 10 月頃 まで
② 平成 3 年から 5 年 まで

私は、申立期間①は、A区B（当時）にあった事業所「C」に勤務していた。また、申立期間②は、D市にあった「E」に勤務していた。しかし、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、所在地を管轄する法務局において、A区に「C」という名称の事業所の商業法人登記簿は確認できず、オンライン記録においても、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は「C」における事業主、元上司及び元同僚の氏名を覚えていないことから、事業主等に照会を行うことができない上、雇用保険の加入記録も無く、申立人の申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

さらに、オンライン記録において、類似する名称の「F社」という事業所がA区に厚生年金保険の適用事業所として確認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年9月1日であり、申立期間①と一致しない。

加えて、申立人は、申立期間①当時、G区において国民年金に加入し、昭和44年4月から国民年金保険料を納付しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、同年4月から同年5月頃までに国民年金への加入手続を行ったと推認され、その際、申立人の前職での資格喪失日（43年8月31日）の約1か月後

の43年10月1日に遡って被保険者資格を取得していることから、加入
手続に際して同年9月末まで勤務していたと申告したことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につい
て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、所在地を管轄する法務局において、D市に
「E」という名称の事業所の商業法人登記簿は確認できない上、オンラ
イン記録において、D市に「E」という名称の厚生年金保険の適用事業
所は確認できない。

また、申立人は「E」における事業主、元上司及び元同僚の氏名を覚
えていないことから、事業主等に照会を行うことができない上、雇用保
険の加入記録も無く、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認
できない。

さらに、オンライン記録において、類似する名称の事業所がD市に厚
生年金保険の適用事業所として確認できるものの、当該事業所は昭和
59年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期
間②と一致しない。

加えて、申立人は申立期間②当時にH市において国民年金に加入して
いることが確認できる上、前職における厚生年金保険被保険者資格を昭
和62年7月20日に喪失後、同年7月26日に国民年金の被保険者資格
を取得し、申立期間②を含め、再度厚生年金保険の被保険者資格を取得
した前月の平成5年9月まで国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除につい
て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 11 月頃まで

私は、A社に昭和 46 年 1 月 7 日から同年 11 月頃まで勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 3 月 1 日と記録されており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間でないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を正確に覚えていないため、個人を特定することができないことから、A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有し、連絡先が判明した複数の元同僚に照会したところ、申立人を覚えていた元同僚からは、申立人の勤務期間についての供述を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人はA社における雇用保険の加入記録は無く、当時の役員は、「申立人が確かに在籍していたことは覚えているが、勤務期間等詳細なことは記憶に無い。」と回答している上、同社は、「申立期間当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間にB市CにあったA社の寮に住んでいた。」と供述しているところ、戸籍謄本及び住民票において当該寮での居住について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月 3 日から 49 年 5 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 21 日から同年 12 月 9 日まで
③ 昭和 51 年 3 月 17 日から 53 年 10 月 2 日まで

私は、A社に勤務していた昭和 46 年 7 月 1 日から 50 年 12 月 9 日までの期間及び 51 年 3 月 17 日から 53 年 10 月 2 日までの期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者期間が欠落していることは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人の離職日は昭和 48 年 7 月 3 日及び 50 年 10 月 20 日であり、厚生年金保険の被保険者記録とおおむね符合する上、2 度目の離職（50 年 10 月 20 日）に伴い、求職者給付等の番号が発行されていることから、求職の申込手続が行われたことが確認できる。

また、複数の元同僚は、「申立人が途中で辞めたか、継続して勤務していたか分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①及び②当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業を引き継いだB社の問い合わせ業務等を行っているC社は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 48 年 7 月 3 日及び 50 年 10 月 21 日と記録され、

いずれにおいても健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人は、A社からD事業所に派遣され、E（業務）をしており、申立期間③は厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、元同僚は、「申立人はA社を退職してF国に行った。」と供述している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C社は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間③当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 27 日から同年 7 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 4 月から同年 6 月末まで A 社（B 社が承継）C 支店に継続して勤務していたが、申立期間の 1 か月が厚生年金保険の未加入期間となっている。厚生年金保険の加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 48 年 4 月 5 日に A 社 C 支店で資格取得し、同年 6 月 27 日に離職していることが確認できる。

また、申立人から提出された企業年金連合会老齢年金裁定通知書から A 社における厚生年金基金の加入期間は 2 か月となっており、オンライン記録と符合する。

さらに、B 社は、「A 社の人事関連記録を引き継いでいない。」と回答していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から35年4月1日まで
私は、A社を退職して、すぐにB社に勤務したが、B社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の親族の証言により、勤務時期は特定できないものの、申立人は、申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の全ての厚生年金保険被保険者のうち、唯一供述が得られた上記事業主の親族は、「私は大学を卒業した昭和35年4月に入社したが、厚生年金保険への加入が入社から1年2か月後となっていることは初めて知った。」と供述していることから、当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の元事業主は既に死亡しており、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで
私は、A 区にある B 社で、C (職種) として勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社における業務内容を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、元同僚の姓しか覚えておらず、個人を特定できないことから、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に勤務していた 15 人のうち、連絡先が判明した 5 人に照会したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、B 社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3306 (事案 1958 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から40年4月1日まで
前回、別事業所における厚生年金保険の加入期間について申立てを行ったが、改めて考えた結果、私の父は、昭和39年3月1日から40年4月1日までの期間、A社(現在は、B社)又はC社のいずれかの会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思われるので、この期間について再度調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は当初、「D社及びE社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張していたところ、i) オンライン記録によると、D社は昭和44年6月2日に、E社は50年3月5日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、いずれも適用事業所でないこと、ii) E社については、設立が42年2月28日である上、申立人は同社及びD社の当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等から証言を得ることができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、iii) D社の申立期間当時の元事業主は、「申立人は正社員ではなかったと思う。勤務条件等も記憶に無い。」と回答していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の子は、再申立ての理由として、「父は生前、A社の名称の入った作業服を着ていたことを思い出したことから、同社又は同社の下

請会社であったC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので再度調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当社が保管している合併前のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は無いことから、当社では申立人を雇用していなかった。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、オンライン記録において、申立期間当時、「C社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立人の子からは各事業所における元同僚等の氏名を確認することができないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 53 年 9 月まで

私は、勤務していたA社から、昭和 51 年 12 月に子会社のB社へ異動したときの給料額が減額されていないにもかかわらず、同年 12 月から 53 年 9 月までの標準報酬月額が下がっていることは納得できない。標準報酬月額を異動前と同じ 22 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「親会社のA社から子会社のB社へ異動したときの給料額が減額されていないにもかかわらず、標準報酬月額が下がっていることは納得できない。」と主張している。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、その親会社であるA社は、「申立期間当時の関係書類は廃棄しているため、申立人の給与額等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間の前後においてA社からB社へ異動した者は申立人を含めて 19 人おり、そのうち、異動前後で標準報酬月額が同額の者は 7 人、増額している者は 4 人、減額している者は 8 人いることが確認できるが、減額している 8 人の標準報酬月額の記録は、いずれもオンライン記録と一致しており、遡及訂正等の不自然な記録訂正が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立人が事業主により申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 43 年 6 月 1 日まで

私の、A社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 43 年 6 月 1 日から同年 6 月 5 日までとされているが、同社には 41 年 6 月から 2 年間は勤めていたので、厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 41 年 6 月頃から 2 年間は、A社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、その事業主の死亡後に事業を承継した者に申立人の勤務実態等を照会したところ、「申立期間当時の資料は保管しておらず、事業承継前の厚生年金保険関係の事務については、元事業主が行っていたため不明である。また、申立人のことは記憶に無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、死亡した元事業主の妻は、「申立人が勤務していたとは思いますが、勤務期間までは記憶に無い。また、当社では正社員であれば厚生年金保険に加入させ、アルバイトのような待遇の場合には加入させていなかったようであるが、事務手続等は事業主であった夫が全て行っており、私は関与していないため詳細は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月頃から同年 8 月頃まで
② 昭和 44 年 1 月頃から同年 8 月頃まで
③ 昭和 53 年 3 月 22 日から 54 年 11 月 1 日まで

私は、A（地名）から転居してきて、昭和 43 年 3 月頃から同年 8 月頃まで、B社に住み込みの正社員として勤務し、その後 44 年 1 月頃から同年 8 月頃まではC社に勤務していた。また、53 年 3 月 22 日から 54 年 10 月 31 日まではD社に勤務していたが、それぞれの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して、加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A（地名）から転居してきて、昭和 43 年 3 月頃から同年 8 月頃まで、B社に住み込みで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社の事業主は、「当社は従業員の出入りが頻繁であったので、申立人のことは記憶していない。また、申立期間当時の書類は保存されておらず、申立人の勤務実態については不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①前後に被保険者資格を有する 3 名に申立人の勤務実態等を照会したところ、そのうち 2 名から回答があったが、申立人のことを記憶している者はいない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、整理番号

に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 44 年 1 月頃から同年 8 月頃までC社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間②当時、「C社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、当該事業所は既に解散しており、元事業主へ照会したが回答は得られなかったため、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「D社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、D社は昭和 56 年 12 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の元事業主は既に死亡している上、その妻は、「申立人のことは記憶に無い。また、事業所に関する当時の書類は一切保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。